

1. はじめに

1) “小倉百人一首”について

“小倉百人一首”は、今からおよそ八百年前、京都小倉山の別荘の襖絵を飾る色紙和歌の依頼を受けた歌人の藤原定家が、七世紀の天智天皇から十三世紀の順徳院に至る百人の歌人の秀歌を、歴代の“勅撰和歌集”（⇒添付参照）の中から一首ずつ撰んで編纂したとされる“私撰和歌集”です。

百人一首歌人の内訳：

- ①天皇：7人 ②親王：1人 ③官 僚：58人 ④僧侶：13人【以上 男性79人】
⑤女帝：1人 ⑥内親王：1人 ⑦女房：17人 ⑧母：2人 【以上 女性21人】

2) 講演タイトルについて

“百人一首”歌人たちが活躍した約六世紀に亘る間に、和歌が漢詩文に替わって十世紀半ば以降“公的文芸”となり、摂政藤原道長が権勢を振るうに至った一時代は赤染衛門、和泉式部、清少納言、紫式部らの才媛歌人たちを始めとする多くの優れた歌人らを輩出した、まさに王朝文化を代表するともいえる“和歌の黄金期”でした。そして来年 2027 年は“道長没後千年”に当たる、特筆すべき年でもあります。これにあやかり、本講演の副題を『～哀感と諧謔で世相を綴る千年の時空を超えた物語 ～』としました。

2. “百人一首”歌人たちの生きた時代

1) 歌人たちを支えた律令制(りつりょうせい)について

- ① 百済救援のため援軍を派遣した白村江の戦い(西暦 663 年)で、唐・新羅連合軍に大敗を喫したわが国は、唐による侵攻の危機意識から強力な国家体制づくりの必要性を痛感、唐に倣った中央集権制による“律令体制”を七世紀後期より導入する。
官吏の序列化：推古天皇の御代の冠位十二階の制定(西暦 603 年)に始まり、その後の大宝令(701 年)、養老令(718 年)に至り、“官位制”が確立される。

- ② “公地公民制”の徹底：従来の氏族制の併用も認め、領地を召し上げられた地方豪族らは、朝廷が派遣する、“受領”と呼ばれる地方官(国司)の下で郡司に任命・世襲され、職務を遂行した。⇒ “国司” 組織図：添付参照

2) 律令制(りつりょうせい)の下(もと)での官僚社会について

- ① 厳格な身分制社会であった。官位を示す“位階”の下に正一位を頂点に、従八位までの各正・従の十六階位と、その下で雑役を担う末端から成る組織で構成されていた。
⇒ “位階” 組織図：添付参照

- ② 平安朝中期以降、“内裏の間”(=天皇のお住まい)への昇殿を許されたのは“殿上人”と呼ばれる五位以上の官位の官僚で、六位以下の官僚は“地下人”と呼ばれて区別されていた。
- ③ “殿上人”のうちでもその中核を成したのは、三位以上の“公卿”と呼ばれる人々であった。
- ④ その時々朝廷への貢献度で個人の昇進が認められ、官位に準じた官職(大納言、中納言、蔵人頭、参議など)が与えられた。
- ⑤ “百人一首”歌人の六割近くを占める官僚歌人は、上は正一位から、下は“地下人”層まで多岐に亘っているが、そのおよそ四人に一人が、受領層の歌人であった。
- ⑥ 歌壇での個人的名声・評価と実際の官位とがバランスしていると限らなかった。(=十世紀半ばまで) ➡ 栄誉ある“古今集”撰者だった紀貫之・紀友則・凡河内躬恒・壬生忠岑らの最終官位にみる処遇事例など。この4人のうち最終官位は紀貫之の従五位上が最高で、他の3人は終生、六位以下の“地下人”であった。

3) 平安貴族たちの恋愛事情

- ① 平安時代、和歌は恋文として男女間で贈答され、“和歌のころ”に通じていることが当時の恋愛を成就させる大切な要素であった。官僚貴族にとってそれは単なる教養を超えた昇進を左右するほどのものだった。
- ② “百人一首”の中で恋愛を主題とする歌は、実に四十三首(五割近く)を占めている。
- ③ “色好み”の定義：“色好み”という当時の言葉は、現在使われている意味合いとはニュアンスがかなり異なり、高い教養、とりわけ豊かな歌の才能をもって女性と交際することにあつた。貴族の御曹司らはこぞって“色好み”たらんと欲したが、誰もが容易に“色好み”になれるというものではなかった。
- ③ 貴族社会は“一夫多妻制”：夫婦は同居せず、夜間に男性が妻の許に通う“妻通い婚”だった。
- ④ 婚姻の解消：男性が毎晩同じ妻の許に通うとは限らず、夫が通って来なくなれば婚姻は自然解消となった。このため、結婚して妻となったのちも、女性たちは不安と嫉妬に悩まされた。“百人一首”女流歌人のひとり、右大将道綱母は(夫・藤原兼家との)そうした結婚生活の

苦悩を『蜻蛉日記』のなかで、切々と綴っている。 ➡ “歴代天皇と道長の系図”：添付参照

4) 定子(ていし)・彰子(しょうし)サロンの誕生

“百人一首”に登場する女流歌人の多くは、素養を身に付けた朝廷仕えの“女房”と呼ばれる、中宮(皇后)やその子女のお世話係と教育係で、摂政・道長の時代に一条天皇の二人の中宮であった定子と彰子に仕えた女房は、このうちの七人を数えた。道長の長女彰子はのちの後一条天皇を産み、天皇の外祖父となった道長は他の三人の娘たちも歴代天皇の中宮に嫁がせて(➡ 同上系図参照)、わが意を得たりと道長が詠んだつぎの和歌は今日広く知られるところである。

➡ 藤原実資の日記 “小右記”にその時の経緯が書き遺されている。

～ この世をば わが世とぞ思ふ 望月(もちづき)の 欠(か)けたることも なしと思へば ～

定子(道長の長兄、摂政関白太政大臣・道隆の娘で母は“百人一首”女流歌人、儀同三司母)にはすでに清少納言が女房として仕えていたが、道隆亡きあとの嫡男伊周との熾烈な(伯父と甥の)後継争いを勝ち抜き摂政の座を射止めた道長は、権勢に任せて長女彰子を二人目の中宮とし、一条天皇の寵愛を競わせるかのように、和泉式部 & 小式部内侍母娘、紫式部 & 大式三位母娘、伊勢大輔ら、才媛女房たちをつぎつぎと彰子に仕えさせた。

➡ およそ千年前の平安朝中期に、“百人一首”の中の艶やかな女流歌人の一群がこうして誕生したのであった。

5) 六歌仙(ろっかせん)と三十六歌仙(さんじゅうろっかせん)

“百人一首”を語る際に頻繁に耳にする言葉に、“六歌仙”と“三十六歌仙”がある。

六歌仙：“古今集”冒頭の“仮名序”(7 頁参照)を担当した紀貫之がその中で挙げた、平安朝初期に和歌の名手として聞こえた六人の歌人を指す。大伴黒主を除いた、喜撰法師・小野小町・僧正遍照・在原業平・文屋康秀の五人が“百人一首”中に採られている。

三十六歌仙(かせん)：道長と同輩の再従兄弟(曾祖父(そうそふ)が同じ忠平=貞信公(こう))で、有職故実にも明るくまた優れた歌人・漢詩人であった藤原公任が撰んだ“三十六人撰”の中で挙げられている、万葉時代(七世紀後半)の柿本人麿以下、公任の一代前(十世紀半ば頃)までの、和歌に秀でた歌人三十六人を指してこのように呼んでいる。

“百人一首”にはこのうち二十五人が採首されており、このうち女流歌人としては小野小町と伊勢の二人が入る。また、“六歌仙”と重複する歌人には、僧正遍照・小野小町・在原業平の三人が存在する。

3. お わ り に ～「百人一首」編纂(へんさん)の動機(どうき)について～

以上、今からおよそ千年前の藤原道長の時代に花開いた、平安王朝文化の様子を中心に概観して来ました。

最後に、一大アンソロジーである私撰和歌集“小倉百人一首”を藤原定家が編纂するに至った“真の動機”とは一体、何であったのかについて、ここで考えてみたいと思います。

最初に私見から申し上げますと、それは“後鳥羽院の怨霊封じのための言霊による鎮魂の和歌集”の編纂が目的であったのではないかと、この見立てです。

それは当時の時代背景と定家を取り巻く政治的状況から、合理的な説明がつくように思われるためです。後鳥羽院が承久の乱に敗れて隠岐島へ配流され十年余が経過し、島での真面目な生活態度ぶりから、時の摂政関白・九条道家が建議した“後鳥羽院・順徳院の還京案”が最終的に鎌倉幕府から却下されたのと、百人一首が編纂された時期(西暦 1235 年 3 月)とが重なっている点がひとつ。更にその三年前に、後堀川天皇の勅命により定家が撰進した“新勅撰集”に採首されていた両院の歌が、建議書を受け取る幕府を刺戟したくない思惑の道家の判断でこの勅撰集から削除されて完成を見たことが、もう一点として挙げられます。

両院と歌壇でのつながりが深かった定家は、帰京の夢が潰えた両院が更に名誉ある勅撰集からも除外される口惜しさが痛いほど判り、自責の念を募らせるとともに、それが自分を含めた関係者への怨恨の念となって、当時広く信じられていた“怨霊の祟り”が下るのを心底から恐れたであろうことは、想像に難くありません。それは定家が何を置いてでも避けなければならぬものだったはずです。

そこで定家は、両院と関係の深かった歌人らの“百人一首”に載せる配列や歌の内容も熟慮し、とりわけ承久の乱で院を裏切って幕府側に勝利をもたらした張本人で、定家の義理の弟でもある藤原公経(定家は公経の姉を妻に迎えていた)を第一に謹慎させる自省の歌を撰びます(第 96 番歌)。つぎにその公経を守るかのように前の第 95 番に大僧正慈円の慈愛に満ちた歌を言霊として置き、怨霊封じを講じます。これをはさむ形で 97 番に定家自身の(後鳥羽院・順徳院のご帰還を身も焦がれる想いでお待ち申し上げている趣旨の)歌を配列します。更に定家は両院の歌のすぐ前(98 番)に、遠島となったのちも後鳥羽院と変わることなく音信を絶やさずにいる、院の信頼のもっとも厚い藤原家隆の穏やかな歌を配置して怨恨の念を絶つ手立てとします。こうして見てくると定家があれこれと“百人一首”の編纂過程で腐心する様子が目の前に浮かぶかのようです。ちなみにこれらの歌を並べるとつぎのとおりです。

95 番：大僧正慈円

おほけなく うき世の民(たみ)に おほふかな 我がたつ杣(そま)に 墨染の袖

➡ 怨霊封じ

96 番：藤原 公経 (百人一首中の歌人名＝入道前太政大臣)

花さそふ 嵐の庭の 雪ならで ふりゆくものは わが身なりけり

➡ 反省・自省の表明

97 番：藤原 定家

来ぬ人を まつほの浦の タなぎに 焼くや藻塩の 身もこがれつつ

➡ ご帰還を待ちわびる

98 番：藤原 家隆

風そよぐ ならの小川の夕暮れは みそぎぞ夏の しるしなりける

➡ 院の怨恨の念を絶つ

また定家はその際、先祖の藤原氏一族が、他の氏族や競争関係にある同族の人々をも諸々の手段を使って追いやり、“勝ち馬に乗って”今日の摂関政治の繁栄を築き上げた過程で多くの怨恨を買ったであろう点にも想いを馳せ、反省の念から“言霊による怨霊封じ”の手立てを“百人一首”のなかで併せて講じた、と考えることもできます。

それは例えば天智天皇が実際には(日本書紀にあるような)病死でなく、当時台頭目覚ましかった藤原氏の手にかかって暗殺されたとする鎌倉時代初期の”扶桑略記”の説に立って歌集の冒頭に配置した天智天皇の歌(露に濡れた衣手)のつぎにその無念を晴らし慰めるかのよう

に、娘の持統天皇の歌(衣を干す)を配して(後鳥羽院と順徳院の関係と同様に)父の抱く怨念をその娘や息子が言霊によって鎮めて怨霊を封じ込めた、との見方です。
こうした推理の下に“小倉百人一首”を改めて読み返してみると、エリート歌人たちの一見穏やかそうに見える表の顔とは全く別の顔がそこに浮かび上がってくるかのようで、興味は尽きません。

「勅撰和歌集」と百人一首の歌人たち

ちよくせんわかしゅう

勅撰和歌集：天皇 or 上皇が自ら、またはその命令（勅命）を受け編纂された「和歌集」を云う。

平安朝初期から鎌倉時代初期にかけての三百年間(西暦 905～1205)に完成をみた、以下の①～⑧の「勅撰和歌集」を「八代集」と呼び慣わす。また、これらのうち、特に①～③を総称し「三代集」と呼んでいる。

こ きん しゅう

- ① **古今集**: 醍醐天皇の勅命。延喜 5(905)年に完成。紀貫之(百人一首・第 35 番)、紀友則(同 33 番)、凡河内躬恒(同 29 番)、壬生忠岑(同 30 番)の 4 名が撰者となる。「万葉集」から洩れた秀歌と、撰者たちの時代までの秀歌が収められている。 **24 首**

ご せん しゅう

- ② **後撰集**: 村上天皇の勅命。天曆 5 年(951)年に完成。清原元輔(もとすけ=清少納言の父、百人一首第 42 番)、大中臣能宣(よしのぶ、同 49 番)、源順(したごう)、坂上望希(もちき=万葉集の訓釈解説)、紀時文(ときふみ=貫之の長男)から成る、「梨壺の五人」が撰者。藤原伊尹(これまさ=謙徳公、百人一首第 45 番)が和歌処の別当(監修者)として主宰する。第二勅撰集として、「古今集」から漏れた秀歌と以降の秀歌が収められている。 **7 首**

しゅうい しゅう

- ③ **拾遺集**: 花山(かざん)上皇自らの撰。寛弘 2(1005)年に完成。藤原公任(きんとう=百人一首・第 55 番)の私選集である「拾遺抄」を増補したものと考えられ、「古今集」、「後撰集」から漏れた秀歌が収められている。 **10 首**

ごしゅういしゅう

- ④ **後拾遺集**: 白河天皇の勅命。応徳 3(1086)年に完成。撰者は天皇側近の藤原通俊(みちとし)。百年ほど昔の「拾遺集」の時代に活躍した、和泉式部・赤染衛門、相模など、女流歌人の歌が多く収められている。 **14 首**

きん よう しゅう

- ⑤ **金葉集**: 白河上皇の勅命。大治 2(1127)年に完成。撰者は源俊賴(としより、百人一首第 74 番)。平安朝後期の革新的な秀歌が中心で、客観的描写に重きが置かれている。 **5 首**

しいかしゅう

- ⑥ **詞花集**: 崇徳天皇の勅命。仁平元(1151)年に完成。撰者は藤原(あきすけ、百人一首第 79 番)。「金葉集」の歌風を継承している。 **5 首**

せんざい しゅう

- ⑦ **千載集**: 後白河上皇の勅命。文治 4(1181)年頃の完成。撰者は藤原俊成(としなり/しゅんざい、百人一首・第 83 番)。僧侶歌人の歌が多く採り入れられ、余

情ある静寂な表現が重んじられて、つぎに続く「新古今集」への途を拓(ひら)いたとされる。 15 首

しん こきん しゅう

- ⑧ **新古今集** 後鳥羽上皇の勅命。元久 2(1205)年に完成。藤原通具(みちとも)、藤原有家(ありいえ)、寂蓮(百人一首・第 87 番)、藤原雅経(飛鳥井家の祖、同 94 番)、藤原定家(百人一首撰者、同 97 番)、藤原家隆(同 98 番)の 6 名が撰者となる。体言止めを駆使した妖艶で象徴的な表現が重んじられている。 14 首

しんちよくせんしゅう

- ⑨ **新勅撰集** 貞永元(1232)年、後堀川天皇の勅命を受けた藤原定家が撰出作業を開始する。「承久の乱」後の政治情勢から首謀者の後鳥羽・順徳院父子の歌は除外を免れ得ず定家は不本意の中、編纂を託された九条道家・教実父子により文歴 2(1235)年に完成する。家隆(43 首)、良経(百人一首第 91 番・36 首)、俊成(35 首)、西園寺公経(同 96 番・30 首)、慈円(同 95 番・27 首)、源実朝(同 93 番・25 首)、参議雅経(同 94 番・20 首)などが収録されている。 4 首

しよくごせんしゅう

- ⑩ **続後撰集** 後嵯峨上皇の勅命。建長 3(1251)年に完成。撰者は藤原為家(定家の嫡男)。収録歌数は 1368 首。主要歌人は定家(43 首)、俊成(29 首)、良経(28 首)、後鳥羽上皇百人一首第 99 番・27 首)などが収録されている。 2 首

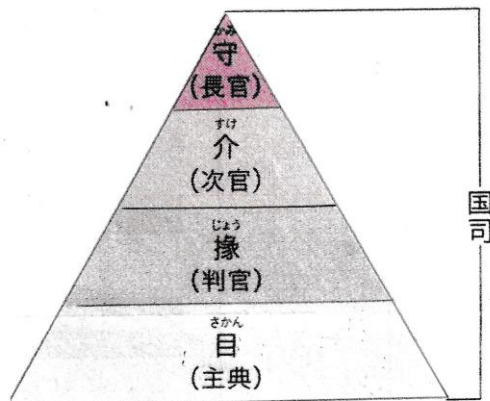
10/E

地方赴任の生活

源重之は国司として地方に赴任することが多かった。律令制のもと、8世紀頃から定められた国司制度。諸国は^{たいこく}大国・^{じょうこく}上国・^{ちゅうこく}中国・^{げこく}下国の四等に分けられ^(※2)、^{かみ}守(長官)・^{かみ}介(次官)・^{すけ}掾(判官)・^{すけ}目(主典)の四等官が配置された。

国司^{しとうかん}の四等官

国司は人民を統治し、税を中央に献上し、自らも財を蓄える能力が必要とされた。中央官人と比べて下級なイメージもあるが、赴任先で強力な支配権を持ち、莫大な富を築き上げる者も多かった。



百人一首歌人にも重之をはじめ、曾禰好忠や在原行平など地方官だった歌人は多い。

出典:「百人一首解剖図鑑」

百人一首歌人たちの位階

位階是一位から八位までとそれ以下があり、一位から八位までは正と従に分かれ、五位から八位まではさらに上・下に分かれる。昇進システムであり、功績が認められれば上の位階に進むことができ、その位に応じた官職に就く権利を得られた。

一位 貞信公 (68頁)・法住寺入道前関白太政大臣 (145頁)・後京極摂政前太政大臣 (164頁)・入道前太政大臣 (175頁)

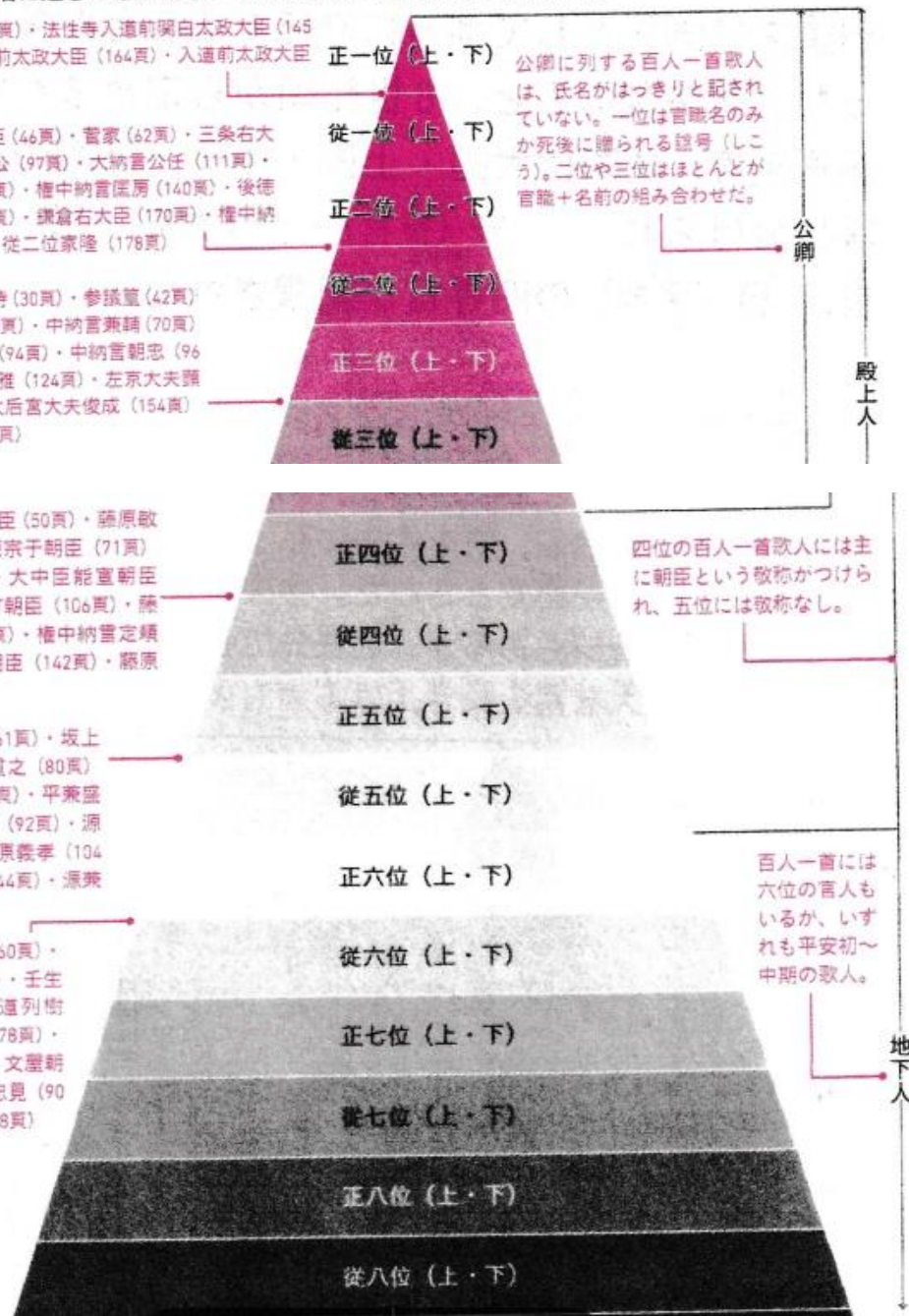
二位 河原左大臣 (46頁)・菅家 (62頁)・三桑右大臣 (64頁)・鎌徳公 (97頁)・大納言公任 (111頁)・大納言経信 (138頁)・權中納言匡房 (140頁)・後徳大寺左大臣 (152頁)・鎌倉右大臣 (170頁)・權中納言定家 (176頁)・従二位家隆 (178頁)

三位 中納言家持 (30頁)・参議重 (42頁)・中納言行平 (49頁)・中納言兼輔 (70頁)・權中納言敦忠 (94頁)・中納言朝忠 (96頁)・左京大夫遠雅 (124頁)・左京大夫頭輔 (149頁)・皇太后宮大夫俊成 (154頁)・参議雅経 (172頁)

四位 在原業平朝臣 (50頁)・藤原敏行朝臣 (52頁)・源宗子朝臣 (71頁)・参議等 (87頁)・大中臣能宣朝臣 (102頁)・藤原実方朝臣 (106頁)・藤原道信朝臣 (107頁)・權中納言定頼 (126頁)・源俊頼朝臣 (142頁)・藤原清輔朝臣 (156頁)

五位 大江千里 (61頁)・坂上是則 (76頁)・紀貫之 (80頁)・清原深養父 (82頁)・平兼盛 (88頁)・清原元輔 (92頁)・源重之 (100頁)・藤原義季 (104頁)・藤原基俊 (144頁)・源兼盛 (148頁)

六位 文皇康秀 (60頁)・凡河内躬恒 (72頁)・壬生忠岑 (74頁)・春道列樹 (77頁)・紀友則 (78頁)・藤原朝風 (79頁)・文皇朝康 (84頁)・壬生忠見 (90頁)・曾根好忠 (98頁)



醍醐(だいご)天皇の勅命を受け撰進された、わが国初の勅撰和(ちよくせんわ)歌集(かしゅう)“古今集(こきんしゅう)”の編纂に当たり中心的役割を担い、“仮名序”の執筆を担当した紀貫之(きのつらゆき)は、序文のなかで和歌についてつぎのように称(たた)えています。

やまとうたはひとのこころを種(たね)として万(よろず)の言(こと)の景(は)と
 ぞなれりける 世の中にあるひと ことわざ繁(しげ)きもの
 なれば こころに思ふことを見るもの聞くものにつけ
 て言ひだせるなり 花に鳴く鶯(うぐひす) 水に棲(す)む蛙(かへる)のこえ
 をきけば生きとし生けるもの いづれか うたをよまざ
 りける 力をもいれずして天地(あめつち)を動かし 目に見えぬ
 鬼神(おにがみ)をもあはれと思はせ 男(をとこ)女(をむな)のなかをもやはらげ
 猛(たけ)き武士(もののふ)の心をもなぐさむるは歌なり...

この「和歌は天地(あめつち)をも動かす」との言葉尻(じり)をとらえ、江戸後期の“天明の狂歌師四天王”のひとり 宿屋(やどや)の飯盛(めしもり)(1753～1830)の詠んだ狂歌に、つぎの傑作があります。

歌よみは 下手(へた)こそよけれ あめつちの 動き出(いだ)してたまるものかは

➡「上手い和歌によって天地が動き出したりしたのでは、これはたまったものではない！世の中の安泰(あんたい)のためにも、和歌は下手くその出来栄えのほうが余程安心でよろしい」と揶揄(やゆ)したもの..

この狂歌を伝え聞いた当時の高名(こうめい)な国学者の平田(ひらた)篤(あつ)胤(たね)は、神聖な和歌を冒涇(ぼうとく)するものとして激怒したが、これに対し一般庶民は、飯盛の狂歌にやんやの喝采(かつさい)を送った、と伝えられています...

歴代天皇と道長の系図

